

原価計算システム導入に係るプロポーザル応募要項

1 趣旨

本要項は、「原価計算システム導入」に係る候補者を選定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

原価計算システムの導入

(2) 業務内容

別添「山口県立総合医療センター 原価計算システム導入仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 事業費上限額

30,000千円（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 医療機関等において、主として原価計算システムを導入し、管理会計を踏まえた経営支援を行った実績があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並び業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、大分類「6 コンピュータサービス」の小分類「1 システムの設計・開発」について、特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (4) この手続きの開始の日から提案書の提出期限までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

4 プロポーザルのスケジュール

スケジュール（一部予定）	実施事項
令和8年1月23日（金）	公告
令和8年1月30日（金）	提案書等作成に関する質問受付締切
令和8年2月4日（水）	提案書等作成に関する質問回答期限
令和8年2月6日（金）	参加資格要件確認書類の受付締切
令和8年2月17日（火）	参加資格要件確認結果の通知
令和8年3月4日（水）	提案書等の受付締切
令和8年3月9日（月）	プレゼンテーションの実施
令和8年3月13日（金）	審査結果の発表および通知

※プレゼンテーションの実施時期については、今後の状況により変更する場合がある。

5 プロポーザル参加資格要件の確認

この手続きに参加を希望する者は、以下に定めるところにより、プロポーザル参加表明書をはじめとした参加資格要件の確認に必要な書類（以下、「参加資格要件確認書類」という。）を提出し、プロポーザル参加資格要件の確認を受けなければならない。

なお、参加資格要件確認書類提出後に、上記3の要件を満たさなくなった場合には、速やかに提案辞退届（提案様式2）を提出すること。

（1）提出書類

- ア プロポーザル参加表明書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 導入実績証明書（様式3）
- エ 上記「導入実績証明書」に記載した内容を証明する書類（契約書の写し等）
- オ 反社会勢力排除に関する誓約書（様式4）
- カ 役員等名簿（様式5）

（2）提出方法

郵送によること。

（3）提出先

〒747-8511 山口県防府市大字大崎 10077 番地
山口県立総合医療センター 事務部 経理課
TEL：0835-22-5350、FAX：0835-22-9352
E-mail：miyake.youichi@ymghp.jp

（4）提出期限

令和8年2月6日（金）午後3時必着

（5）結果通知

- ア 通知期限 令和8年2月17日（火）
- イ 通知方法 プロポーザル参加表明書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。

6 質問事項の受付・締切について

本事業等についての質問は、「質問書（様式6）」により電子メールにより提出すること。

（1）提出方法

電子メールによること。

（2）提出先

上記5（3）と同じ。

（3）提出期限

令和8年1月30日（金）午後3時

（4）回答方法

プロポーザル参加表明書を提出した者全員に対して、令和8年2月4日（水）に、表明書へ記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答する。

7 提案書の作成及び提出

（1）提案書の作成方法

「原価計算システム導入提案書等作成要領」（以下「提案書等作成要領」という。）を参照すること。

（2）提出方法等

提案書は電子媒体と紙媒体の両方提出すること。

ア 電子媒体

電子メールにより提出すること。なお、添付ファイルの合計サイズが10MB以上となる場合は、別途相談すること。

イ 紙媒体

原本（押印したもの）……1部

写……………9部

（3）提出先

上記5（3）と同じ。

（4）提出期限

ア 電子媒体

令和8年3月4日（水）午後3時まで（必着）

イ 紙媒体

令和8年3月4日（水）（当日発送分まで有効）

（5）留意事項

提出された提案書等は、本公募型プロポーザルの導入事業候補者を決定するための資料であり、事業実施に当たっては、事業候補者の提案書を基にして、山口県立総合医療センターとの協議により、実施するものとする。

（6）その他

ア 提案は、1者につき1提案とする。

イ 提出期限後の提案書類の追加、修正、差し替え等は認めない。

ウ 応募書類等は、返却しない。

エ 提案内容に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。

8 審査

(1) 審査方法

プレゼンテーションを実施した上で、最優秀提案者を選定する。

(2) プrezentationの実施

ア 日時

令和8年3月9日（月）予定 ※詳細は別途通知

イ 場所

山口県立総合医療センター 予定

ウ プrezentation内容

1者当たり30分程度（説明時間20分、質疑応答10分程度）とする。なお、プレゼンテーションに使用する資料は事前に提出した提案書に限ることとし、当日の追加資料の提出は認めない。

エ 出席者

プレゼンテーションは、原則として本事業を実際に行う予定の総括責任者又は主任担当者が行うものとし、参加できる人数は4名以内とする。

(3) 評価基準

「原価計算システム導入提案書等作成要領4 別表 提案書評価基準」のとおり。

(4) 最優秀提案者の選定

審査会の委員が、提出された提案書について、プレゼンテーションの内容を踏まえた上で評価基準に基づき採点し、最も合計点の高かった者を最優秀提案者とする。

なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

9 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に対して、電子メールにより通知する。

10 契約に関する事項

8（4）により選定した最優秀提案者を候補者とし、仕様について協議の上、再度見積書を徵し契約を締結する。

また、協議には、仕様書及び提案書の趣旨を逸脱しない範囲内における内容の変更に係るものを含むこととする。

なお、協議が不調なときは、8（4）の順位付けの結果が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

11 失格事項

以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類が期限までに提出されなかった場合

- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

12 その他留意事項

(1) 本プロポーザルは、参加資格者が5者を超えた場合には、応募事業者の導入実績証明書（様式3）をもとに評価を行い、5者程度を企画提案者の提出者として選定する場合がある。

(2) 書類の作成等、提案、契約書作成に要する経費は、全て提案者の負担とする。

(3) 本プロポーザルで提供された情報については、以下の関係者と共有を行う。

- ・山口県立総合医療センターが契約により守秘義務を課しているコンサルタント

(4) 辞退

事業候補者は、10の定めにより再度見積書を提出した後、山口県立総合医療センターが契約の相手方として決定し、書面により通知するまでの間は、提案辞退届（提案様式2）を提出することにより、参加を辞退できるものとする。

なお、上記決定通知以後に辞退した場合は、山口県の「業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」により参加停止措置を行う場合があるので、注意すること。